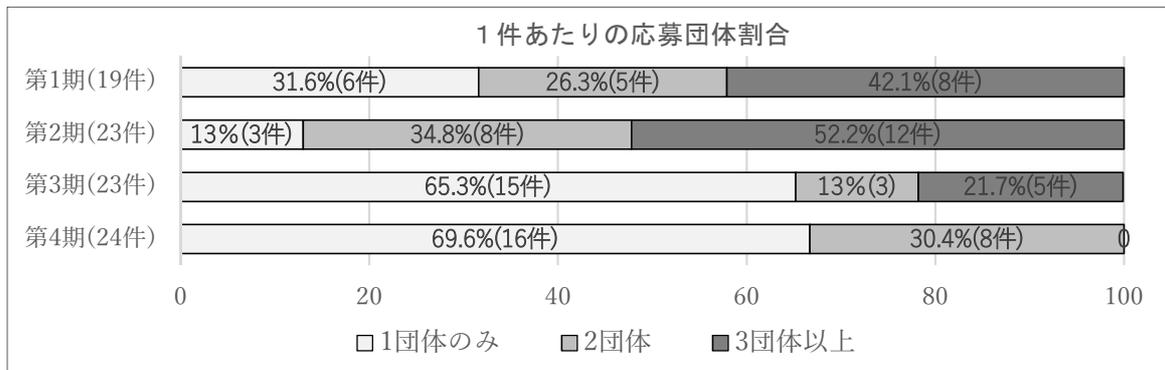


県立都市公園の指定管理者制度をめぐる諸課題の検討について

1. 現行の指定管理者制度における課題

①公募時の応募事業者の減少(事業者から見た魅力の低下)

・第4期募集時の応募者は、24件中16件が1社のみであり、この状態を放置すると、事業者を選定できない公園がでてしまう可能性もある。



※応募団体数…第1期：44団体 第2期：63団体 第3期：36団体 第4期：32団体

②指定管理期間中の物価上昇等への対応

・現行制度では、物価や人件費等の上昇を調整する措置がなく、事業者側の過度なリスクを軽減するためにも、スライド制度等の導入が必要である。

③実勢を反映した積算単価の設定

・警備費や法定点検等の単価は、直近3ヶ年平均で算定されるため、実勢を反映した単価を設定する必要がある。

④公園の特性や民間活力を活かせる柔軟な制度設計の導入

・指定管理期間を一律5年としているが、公園の特性や収益性等を考慮し、5年を超える期間も選択肢に加える必要がある。

・民間のノウハウを活かした公園づくりをより進めるため、指定管理に加え、Park-PFI等の公民連携の併用も視野に入れた、柔軟な制度設計が必要である。

2. 次期指定管理に向けた検討の進め方

○新たな制度設計のもとで、民間事業者が参入しやすい環境を整備

・物価変動に対応した「賃金スライド制度」の導入を検討する。

・指定管理料の「積算の考え方」や「収入の算定方法」など、県の関係課とともに、現行制度の具体的な見直しを進める。

・公園の特性や Park-PFI等の活用を見据え、5年を超える管理期間の導入を検討する。

・新たな制度設計に日時を要する場合は、現行の指定管理期間の延伸も検討する。

3. 公園等審査会への報告について

・今回の報告を皮切りに、来年度は、より具体的な議論、意見交換を行いたいと考えている。